

令和4年2月18日号

北九州市立消費生活センター

ヤング消費者トラブル情報 21号

18歳から“大人”に!

成年年齢引き下げで変わること、変わらないこと



●2022年4月1日に20歳から18歳へ成年年齢が引き下げられます。

18歳(成年)になったらできる主なこと

- ◆親権者の同意がなくても契約できる
 - ・携帯電話の契約
 - ・ローンを組む
 - ・クレジットカードをつくる
 - ・賃貸アパートを借りる
- ◆10年有効のパスポートを取得する
- ◆公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取る



20歳にならないとできない主なこと (これまでと変わらないこと)

- ◆飲酒をする
- ◆喫煙をする
- ◆競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券(馬券など)を買う



- 成年に達すると、親権者の同意がなくても自分で契約ができるようになりますが、未成年者取消権は行使できなくなります。
- 契約には様々なルールがあり、そうした知識がないまま、安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性があります。
- 社会経験が乏しく、保護がなくなったばかりの成年を狙い打ちにする悪質な業者もいます。
- 一方で成年年齢が18歳に引き下げられても飲酒や喫煙、競馬などの公営競技に関する年齢制限は、これまでと変わらず20歳です。

●困った時や不安なときは消費生活センターにご相談ください

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた7F】 ☎861-0999
小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】 ☎582-4500
小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】 ☎951-3610
八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ4F】 ☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口でのご相談については、
戸畑相談窓口☎861-0999へご相談ください。
消費者ホットライン☎188い や や(あなたの地域の消費生活センターにつながります。)



まもりん



みもりん